

第305回愛媛海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年3月14日(火) 13:55～15:03
- 2 開催場所 松山市二番町四丁目6番地2
愛媛県水産会館6階大会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 佐々木護 網江正安 喜田ヒサ子 林喜代行 藤田一也
平井義則 武田晃一 中矢宏明 立花弘樹 高木基裕
竹ノ内徳人 中山達也
(計12名)
 - (2) 県 農林水産部水産局水産課 若下課長 (事務局長)
田村資源管理係担当係長
宇野漁業調整係長
東予地方局水産課 薬師寺課長
東予地方局今治支局水産課 木原課長
中予地方局水産課 鈴川課長
南予地方局水産課 梶田課長
南予地方局八幡浜支局水産課 八木課長
南予地方局愛南水産課 中村課長
(計9名)
 - (3) 事務局 逢阪書記 滝本書記 莖田書記
(計3名)
 - (4) 傍聴者 なし
- 4 付議事項
 - (1) くろまぐろ及びするめいかに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)
【結果】諮問内容のとおり設定して差し支えない旨答申
 - (2) 令和5年度の新規の許可等について(諮問)
【結果】諮問内容のとおり定めて差し支えない旨答申
 - (3) 新規の許可等について(諮問)
【結果】諮問内容のとおり定めて差し支えない旨答申
 - (4) 宇和海におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業の操業制限に関する委員会指示について

- 【結果】原案のとおり指示して差し支えない旨決定
(5) 宝石さんごの採捕禁止に関する委員会指示について

【結果】原案のとおり指示して差し支えない旨決定

5 報告事項

- (1) 資源管理の状況等の報告について
- (2) くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
- (3) 第8次愛媛県栽培漁業推進基本計画の策定について
- (4) 連合海区漁業調整委員会の開催状況について

6 その他

- (1) 海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正について

【結果】原案のとおり一部改正して差し支えない旨決定

7 議事の内容

1 開会

逢 阪 書 記 定刻より若干早いんですが、皆様お揃いですので、ただいまから第305回愛媛海区漁業調整委員会を開催します。

本日は高橋委員、福島委員が都合により欠席されておりますが、委員定数15名に対し12名の委員が出席されておりますので、委員会事務規程第5条第1項の規定により、委員会は成立していることを御報告します。

また、会議に入ります前に、ここで配付資料の確認をさせていただきます。資料は1枚ものの式次第と委員会委員名簿、ホッチキス留めした資料1から7、1枚ものの資料8、スケジュール表でございます。お揃いでしょうか。

それでは、同規程第4条第1項の規定によりまして、会の進行を佐々木会長にお願いします。

2 会長挨拶

佐々木会長 皆さんこんにちは。委員の皆様には、年度末のお忙しいところ、御出席をいただき誠にありがとうございます。また、平素は当委員会の運営に、格別のお力添えをいただいておりますことを厚くお礼申し上げます。

さて、本日は付議事項として、事前に御案内申し上げましたとおり、くろまぐろ及びするめいかに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について、令和5年度の新規の許可

等について、新規の許可等についての諮問3件のほか、3月末をもってその有効期間が満了する委員会指示2件について、御審議をいただくことになっております。また、資源管理の状況等の報告についてなど、4件の報告事項もあります。

どうぞ慎重な御審議と適切な御決定を賜われますよう、お願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3 議事録署名人選出

佐々木議長 議事に先立ちまして、議事録署名人を選出します。恒例により私から指名させていただきます。本委員会の議事録署名人は、中山委員さんと、竹ノ内委員さんの御両名にお願いします。

4 (1) 第1号議案(くろまぐろ及びするめいかに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について(諮問))

佐々木議長 これより、議事に入ります。第1号議案、くろまぐろ及びするめいかに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定についてを上程します。事務局から、説明願います。

逢阪書記 それでは、資料1の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

(諮問文朗読)

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

宇野係長 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、委員の皆さんの御意見をお伺いします。

高木委員 教えていただきたいんですけども、くろまぐろの小型魚と大型魚の線引きはどちら辺になるんですか。

宇野係長 国の方では、30キロ未満を小型魚、30キロ以上を大型魚と区分しております。

高木委員 分かりました。

佐々木議長 他に御意見ありませんか。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。第1号議案、くろまぐろ及びするめいかに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 御異議ないようですので、そのように決定します。

4 (2) 第2号議案(令和5年度の新規の許可等について(諮問))

佐々木議長 続きまして、第2号議案、令和5年度の新規の許可等についてを議題といたします。事務局から説明願います。

逢阪書記 それでは、資料2の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

(諮問文朗読)

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

宇野係長 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより委員の皆さんの御意見をお伺います。

高木委員 聞き逃してるかもしれないのですが、教えていただきたいんですけども、3のてっかんこぎ網漁というのは、ざっと見た感じ載ってなくて、どんな漁業か分からなくて、どんな漁業で何を対象とする漁業なんでしょうか。

宇野係長 てっかんこぎ網漁業というのは、お手元の知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の中の12ページに記載されております、小型機船底びき網漁業の手繰第2種漁業のうちの1つの漁業種類名となります。こちらの漁業は、通常えびこぎ網漁業は竹で網口を開いているのに対して、鉄のてっかんと呼ばれるもので口の方を広げまして、前チェーンをつけた漁業になります。対象とする魚種は底ものですね。基本的には他の小型機船底びき網漁業と同じように底生の生物を対象として採捕を行います。

高木委員 普通の底びきと何が違うんですか。

宇野係長 詳しくは後程、図をお見せして説明いたします。

佐々木議長 他に御意見ありませんか。

武田委員 記憶が定かではないので恐縮なのですが、もじゃこの採捕に係る漁業というのがここにあるんですけど、これ何回か前の調整委員会で、魚類養殖協議会の要請を受けて、宇和海協ですかね、要望書が上がるとかいう話が出たと思うんですけど、その取扱いはその後どうなったんですか。

宇野係長 毎年漁期前になりますと、愛媛県の魚類養殖協議会の方で開始時期が協議されまして、県の方に要請書が上がってまいります。その要請書を受けまして、県の方で近隣のもじゃこの採捕状況、調査状況等も勘案いたしまして、許可日、公示日を決定している状況でございます。今年度ですと、令和5年3月16日からの操業開始と決めて公示をして、今許可をしている状況でございます。

武田委員 2年ほど前に、もじゃこがあんまり採れない時期がありましたよね。それを受けて、要望書を宇和海協で上げるとかなんとかいう話なかったですかね。

宇野係長 宇和海協さんから要望書をいただきまして、それをもちまして、知事許可漁業の許可等に関する取扱方針を改正させていただきまして、魚類養殖協議会からの要請に基づいて許可の方を検討するという事で改正させていただきました。それに基づいて現在運用させていただいております。

佐々木議長 他に御意見ありませんか。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 その他御意見がないようでございますので、お諮りします。第2号議案、令和5年度の新規の許可等についてにつきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 御異議ないようですので、そのように決定します。

4 (3) 第3号議案(新規の許可等について(諮問))

佐々木議長 続きまして、第3号議案、新規の許可等についてを議題といたします。事務局から説明願います。

逢阪書記 それでは、資料3の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

(諮問文朗読)
諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

宇野係長 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより、委員の皆さんの御意見を伺います。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。第3号議案、新規の許可等についてにつきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 御異議ないようですので、そのように決定します。

4 (4) 第4号議案(宇和海におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業の操業制限に関する委員会指示について)

佐々木議長 続きまして、第4号議案、宇和海におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業の操業制限に関する委員会指示についてを上程します。事務局から説明願います。

逢阪書記 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより、委員の皆さんの御意見を伺います。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。第4号議案、宇和海におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業の操業制限に関する委員会指示についてにつきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 御異議ないようですので、そのように決定します。

4 (5) 第5号議案(宝石さんごの採捕禁止に関する委員会指示について)

佐々木議長 続きまして、第5号議案、宝石さんごの採捕禁止に関する委員

会指示についてを上程します。事務局から説明願います。

逢 阪 書 記 （ 資料に基づき説明 ）

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより、委員の皆さんの御意見を伺います。

高 木 委 員 教えてほしいんですけども、最後3名の方が承認を受けて1年間過ごされているということですけども、実際漁に出られて採れなかったのか、漁にそもそも出なかったのか、どっちなのでしょううか。

逢 阪 書 記 操業としては毎月の報告が上がってきておりますけれども、結果として、採捕はされていないという報告が上がってきております。

佐々木議長 他に御意見ありませんか。

委 員 一 同 （ 意見なし ）

佐々木議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。第5号議案、宝石さんごの採捕禁止に関する委員会指示についてにつきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

委 員 一 同 （ 異議なし ）

佐々木議長 御異議ないようですので、そのように決定します。

5 報告事項（1）資源管理の状況等の報告について

佐々木議長 以上で事前にお知らせしておりました付議事項が終わりましたので、次に報告事項に移ります。資源管理の状況等の報告についてを報告願います。

逢 阪 係 長 （ 資料に基づき説明 ）

佐々木議長 報告が終わりました。この件につきまして、何か御質問等ございましたらお伺いします。

高 木 委 員 また教えてほしいんですけども、漁獲量の正確な把握が困難というのは、どういったケースがあるんでしょうか。

逢 阪 書 記 地先の漁業権等での漁業の操業で、市場等に上がらなかつたり

して、そこで把握が難しいものもあると聞いております。

高木委員 具体的には、例えば何かあるんですか。

逢阪書記 藻類でありますとか、通常流通にあまり乗らないような漁業権の対象となっているものと聞いております。

佐々木議長 他に御質問ありませんか。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 特に御質問もないようでございますので、次に移ります。

5 報告事項(2)くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

佐々木議長 続きまして、くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更についてを報告願います。

宇野係長 (資料に基づき説明)

佐々木議長 報告が終わりました。この件につきまして、何か御質問等ございましたらお伺いします。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 特に御意見もないようでございますので次に移ります。

5 報告事項(3)第8次愛媛県栽培漁業推進基本計画の策定について

佐々木議長 続きまして、第8次愛媛県栽培漁業推進基本計画の策定についてを報告願います。

田村担当係長 (資料に基づき説明)

佐々木議長 報告が終わりました。この件につきまして、何か御質問等ございましたらお伺いします。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 特に御意見もないようでございますので、次に移ります。

5 報告事項（４）連合海区漁業調整委員会の開催状況について

佐々木議長 続きまして、連合海区漁業調整委員会の開催状況についてを報告願います。

逢 阪 書 記 （ 資料に基づき説明 ）

佐々木議長 報告が終わりましたが、ただ今の報告について御質問等ございましたらお伺いします。

委員一同 （ 意見なし ）

佐々木議長 特に御意見がないようですので、以上で報告事項を終わります。

6 その他

佐々木議長 以上で、事前にお知らせをしておりました議題は全て終了しましたが、ここで、事務局より追加議案の提案があるようですので、説明をお願いします。

逢 阪 書 記 令和5年4月1日から改正個人情報保護法の施行に伴い、海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程については、改正が必要となりました。開催通知発出時には、改正案の作成時期の目途が立たず、事前に御案内することができませんでしたが、この4月1日までは改正する必要があります。つきましては、議案として御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

佐々木議長 説明が終わりましたが、令和5年4月1日から施行される個人情報保護法の改正に関連し、本委員会が定める規程の一部改正が必要ということで、本委員会事務規程第6条の規定により、緊急の必要があると認め、議案として提案してよろしいでしょうか。

委員一同 （ 異議なし ）

佐々木議長 それでは、海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正についてを上程します。事務局から説明願

ます。

逢 阪 書 記 （ 資 料 に 基 づ き 説 明 ）

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより委員の皆さんの御意見を伺います。

高 木 委 員 規程が変わるということですが、具体的にはどういうことが変わるのでしょうか。

逢 阪 書 記 今お示ししております4ページ以降が細則の案ですけども、ほぼ同様の内容で、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則というものが定められておりました。改正個人情報保護法の施行に伴いまして、この規則を全部改正して、新たに個人情報の保護に関する法律施行細則を定めることになりましたことから、海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程につきましても、そちらの方を規程の例によるというような改正をするというものです。

高 木 委 員 例えば何が変わるんですか。事例は何かあるんですか。

逢 阪 書 記 大きく変わることは、7ページの第8条の部分が新たに大きく入ってくるんですが、資料の納付の方法というところにつきまして、納付方法が新たに規定されましたが、それ以外のところは、概ねこれまでの規則を踏襲することとなっております。

佐々木議長 他に御意見ありませんか。

委 員 一 同 （ 意 見 な し ）

佐々木議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正につきましては、軽微な修正については一任することとし、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

委 員 一 同 （ 異 議 な し ）

佐々木議長 それでは、そのように決定いたします。最後にその他として何かございませんか。

委 員 一 同 （ 意 見 な し ）

佐々木議長 事務局から、何かありませんか。

逢 阪 書 記　事務局から、1枚ものの漁業調整委員会スケジュール（予定）をお配りしております。来年度の本委員会又は連合海区委員会と、後全国海区漁業調整委員会連合会等のスケジュールをお示ししておりますので、該当の委員さんにつきましては、こちらの各委員会への出席をお願いします。

もう1点御報告なのですが、昨年田中委員さんがお亡くなりになったことによりまして、補充の委員さんの選任の手続きを進めていたところでございますが、明日2月議会が閉会を迎えますが、明日の議会におきまして、県漁協の志津見支所の渡邊運営委員長さんを推薦する案で同意をいただくということで議案を提出しているところでございます。同意が得られましたら、新たに就任していただくこととなります。

佐々木議長　委員さんの方からなにかありませんか。

委 員 一 同　（ 意見なし ）

佐々木議長　ないようでございますので、以上をもちまして本日の委員会を閉会いたします。皆さん御協力ありがとうございました。

15時03分　閉会